

# 児童虐待の予防

あなたの身近に、虐待を受けていると思われる子どもはいませんか。  
または、あなた自身が子育ての悩みを抱え、日々苦しい思いをしていませんか。  
少しでも不安なこと、気がかりなことがあつたら、迷わず相談しましょう。

## 児童虐待とは

### 身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、  
投げ落とす、激しく揺さ  
ぶる、やけどを負わせる、  
溺れさせる など

### 性的虐待

子どもへの性的行為、  
性的行為を見せる、ポル  
ノグラフィの被写体に  
する など

### 心理的虐待

言葉による脅し、無視、  
きょうだい間での差別的扱  
い、子どもの目の前で家族  
に対して暴力をふるう  
(DV) など

### ネグレクト

家に閉じ込める、食事  
を与えない、ひどく不潔にす  
る、自動車の中に放置する、  
重い病気になっても病院に連  
れて行かない など



体罰は法律で禁止されています。

体罰や暴言は「しつけ」ではなく**虐待**です。保護者がしつけのためと考えていても、その行為が子どもの体や心を傷つけるものであれば、それは**虐待**です。

虐待の予防や早期発見は、子どもと保護者が必要な援助やサービスにつな  
がるための第一歩になります。「変だな」「何かおかしいな」「いつもと違うな」  
と感じたら、ためらわぬいで下記のところへ連絡してください。

稚内市教育委員会  
こども課

中央3丁目13-15

☎23-6529

☎23-6530

旭川児童相談所  
稚内分室

潮見1丁目11

☎32-6171

稚内警察署

大黒1丁目6-48

☎24-0110